

条例の点検・見直しシート

| | | | | |
|--------------------------------------|---|---|--|---------------|
| | | 作 成 年 月 日 | 平成24年6月29日 | |
| 条例の題名 | 三重県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員との通算に関する条例 | 公 布 日 | 昭和32年7月27日 | |
| 条例番号 | 昭和32年三重県条例第36号 | 直 近 改 正 日 | 昭和55年12月25日 | |
| 所管部局課 | 総務部福利厚生課 | 電 話 番 号 | 059-224-2115 | |
| 条例の概要 | 三重県恩給、退職年金、退職一時金の基礎となるべき在職期間とその通算に関することを定めたものである。 | 条例の 類型 | その他 | |
| 視 点 | 項 目 | 回 答 | 検 討 内 容 | |
| 必 要 性 | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | はい | 県史員職員退職給付支給条例及び恩給法等に基づくものであり、妥当性を有している。 | |
| | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | はい | 対象は県史員職員退職給付支給条例及び恩給法等に基づくものであり、妥当性を有している。 | |
| | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | はい | | |
| | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | 該当なし | | |
| | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。 | はい | 県史員職員退職給付支給条例及び恩給法等に基づくものである。 | |
| 適 法 性 | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | 該当なし | | |
| | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。 | はい | | |
| | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | はい | | |
| 有 効 性 | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | はい | | |
| | 条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。 | はい | | |
| | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | はい | | |
| | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | はい | 一部であっても廃止した場合、目的を達成することができない。 | |
| 効 率 性 | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | はい | | |
| | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | はい | | |
| | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | | |
| 公 平 性 | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | | |
| | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | はい | | |
| | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | はい | | |
| そ の 他 | 条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | 該当なし | | |
| | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | | |
| 点 検 ・ 見 直 し 結 果 | 理 由 | 特 記 事 項 | | 見直しに関する規定の有無 |
| | 改正・廃止の必要はない | 県史員職員退職給付支給条例及び恩給法等に基づくものであり、廃止すればその目的を達成することができない。 | | 無 |
| | | | | 有効期限に関する規定の有無 |
| | | | | 無 |